

## 主要記事の要旨

### 文化の赤十字 —ブルーシールドの現状と課題—

坂 本 博

- ① 下記の条約や法律により、武力紛争時の文化財保護のために定められた特殊標章をブルーシールドという。武力紛争における人命の救護活動としては、すでに赤十字活動が広く知られているが、ブルーシールドは文化の赤十字にたとえられている。すでに著名な標章である赤十字とブルーシールドを対比して考察する。
- ② 平成19年5月25日に次の3条約が国会の承認を受けた。
  - ・武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（平成19年条約第10号）
  - ・武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書（平成19年条約第11号）
  - ・1999年3月26日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年のハーグ条約の第二議定書（平成19年条約第12号）これに先立つ平成19年4月27日には、これら3条約の国内における適確な実施を確保するために、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成19年法律第32号）が公布されている。これらは、武力紛争の際に文化財に損傷が生ずることは、全人類の文化遺産に対する損傷を意味するものであることを確信して制定された。今日までに、条約は121か国、議定書は100か国、第二議定書は51か国が締約している。我が国は、昭和29年に条約と議定書に署名してから53年ぶりの批准となったが、これは第二議定書の成立により、懸案であった国内法整備上の問題点が解消したためである。
- ③ ハーグ条約の主要な未締約国であったアメリカの、武力紛争時における文化財保護に対する姿勢を取上げる。
- ④ 民族間の武力紛争時には、巻添えに限らず意図的な文化財の破壊が起こり得ることを紹介する。
- ⑤ ハーグ条約・同議定書や条約実施法が定める守るべき文化財の定義と、文化財へのブルーシールドの掲示と文化財の国際登録を論じる。
- ⑥ 第二議定書は、組織に関する事項として、締約国会議と武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会について規定している。この委員会の任務を支援するユネスコと公式の関係を有する専門的機関にブルーシールド国際委員会がある。我が国におけるブルーシールド国内委員会の可能性にも言及する。

## ドイツの医療費抑制施策 —保険医を中心に—

戸 田 典 子

- ① 1970年代半ばから公的医療保険の費用（保険医療費）が増大していたドイツでは、1992年制定の医療保障構造法によって、保険医療費抑制を目的とする公的医療保険制度の変革が図られた。これに続く数次の立法措置のたびに、保険医療の収支は一時的に黒字になるものの、数年後には赤字に転落する、というサイクルが繰り返されている。
- ② ドイツの保険医療費の中では、入院治療費、薬剤費、保険医による外来診療費の3分野の合計が約70%を占めている。このうち保険医療費抑制施策の効果が最もよく表れたのが保険医による外来診療費であった。
- ③ 保険医の診療費抑制施策の第一は、保険医数の制限と定年制である。医療保障構造法により、保険医の数が基準を上回った場合には、新規の開業が認められないことになった。また、68歳に達すると保険医資格を喪失する定年制も設けられた。
- ④ 保険医の診療費抑制施策の第二は、診療報酬の予算制である。保険担当機関である疾病金庫と保険医の団体は、契約を結んで診療報酬総額を取り決める。個々の保険医には、この総額の範囲内で診療報酬が配分される。医療保障構造法はこの診療報酬総額の伸びに制限を設けた。総額が決められているため、保険医が診療点数をふやしても報酬増に結びつくとは限らない。多数の保険医が診療点数をふやせば、むしろ診療単価は低下する。「ハムスターの車輪の効果」と呼ばれる保険医にとって耐え難い事態が生じていた。
- ⑤ 保険医の診療費抑制施策の第三は、2003年制定の公的医療保険近代化法によって導入された外来診療料である。ドイツでは従来外来診療は無料であったが、18歳以上の被保険者について、四半期毎に初回の診察時には外来診療料を徴収することにしたのである。これにより診療回数が約10%削減され、保険医療費の収支も黒字となったが、低所得者ほど受診を抑制しているという好ましくない調査結果も報告されている。
- ⑥ 保険医数が制限されているため、新規開業が不可能な診療科がある一方で、特に旧東独地域では、家庭医が不足している。病院の勤務医の労働条件も悪化し、ストライキも起きている。診療報酬の抑制施策、特に予算制に強く反対してきた医師団体は、抑制施策が医師という職業を魅力のないものにし、医師不足をもたらした、と主張している。
- ⑦ 保険医の診療費抑制施策は転換点に来ている。公的医療保険近代化法が提起した予算制の緩和は、2007年制定の公的医療保険競争強化法に引き継がれ、2009年から、厳格な予算制に代わり、包括報酬の要素を大きく取り入れた新しい診療報酬制度が導入される。2006年制定の契約医法改正法は、定年制を緩和するとともに、保険医に関わる様々な規制を撤廃して、医師不足の解消を目指している。

## 諸外国における実在しない児童を描写した漫画等のポルノに対する法規制の例

間 柴 泰 治

- ① 児童ポルノに対する法規制は、一義的には実在する児童を描写したポルノが対象となるが、実在しない児童を描写した漫画等のポルノについても法規制の対象にするべきだとする議論がある。
- ② 児童ポルノ規制とわいせつ物規制には類似点が見られるものの、保護法益、処罰対象となる表現の要件、処罰対象となる行為、科される刑罰の点で本質的に異なる。しかし、児童ポルノを規制する手段として、わいせつ物規制の法的枠組みを併用する例が諸外国に見られる。
- ③ アメリカでは、連邦法と州法がそれぞれ児童ポルノ規制を定めるが、連邦法を見ると、実在しない児童を描写したポルノに対する規制をも企図してきたことが分かる。しかし、2002年の連邦最高裁判決が、このような規制は表現の自由を不当に侵害して違憲である旨判示しているので、実在しない児童を描写した漫画等のポルノに対する規制は、違憲だと判断されるだろう。ただし、わいせつ物に該当する場合には、規制対象となる。
- ④ カナダでは、児童ポルノに対して極めて厳しい規制が行われている。描写された児童の実在性に関係なく処罰対象となり、また、視覚的表現物に加え、文章や録音物も規制対象となり得ることが主な特徴である。したがって、実在しない児童を描写した漫画等のポルノは、規制対象となり得る。しかし、児童ポルノの規制立法は、特に表現の自由との関係をはじめとする憲法上の論点について国会審議の過程で十分な検討をされたとは言い難く、したがって、これらの論点については司法判断を待つことになった。カナダ最高裁は、2001年に合憲判断を下したが、判断の示されていない憲法上の論点が依然残されている。
- ⑤ イギリスでは、実在しない児童を描写した漫画等のポルノが規制対象となるか否かは、「擬似写真」に該当するか否かにかかわる。この「擬似写真」の要件に、写真のように見える程度の「写実性」があるので、通常、該当しないと考えられる。しかし、わいせつ物に該当する場合には、規制対象となる。
- ⑥ 実在しない児童を描写した漫画等のポルノの規制を検討するに当たっては、そのような規制が表現の自由等の人権侵害という強い「副作用」を必然的に伴うこと、実在する児童を描写した児童ポルノと保護法益が異なること、そのようなポルノの視聴と児童虐待発生との因果関係の有無等を慎重に考慮しなければならないだろう。

## 情報通信法構想と放送規制をめぐる論議

清水直樹

- ① 情報通信技術の進歩に伴って、通信と放送の融合・連携が進展している。例えば、ブロードバンド回線を用いて映像を配信する「インターネット放送」と呼ばれるようなサービスが出現している。伝送インフラ、端末、サービスにおいて、通信と放送が融合することによって、旧来は別々であった両事業の間の垣根は低くなっている。
- ② 通信と放送の融合・連携の進展に制度的に対応するために、「情報通信法」を法制化する構想が、総務省で進められている。現在の通信と放送に関する法体系は、メディアの種類に応じて、事業毎に仕切られた法律で規制する「縦割り」型の法体系である。情報通信法構想は、これを「横割り」型の法体系に転換し、「伝送インフラ」及び「コンテンツ」を、現在の事業区分にとらわれることなく、それぞれ統一的に規制するという内容である。
- ③ 産業振興の観点に立てば、情報通信法構想は、情報通信技術と情報通信産業の構造変化に的確に対応したものと見ることができる。しかしながら、法体系を「横割り」にして、コンテンツへの規制を再編成することは、コンテンツが「情報の内容」であり、表現の自由に関わることから慎重に検討されなければならない。
- ④ 情報通信法構想は、コンテンツを規制する根拠として、「部分規制論」を援用している。「部分規制論」は、「規制されるメディア」と「規制されないメディア」の並置が、市民の「知る権利」の確保に資するという考えである。今後の議論においては、「規制されるメディア」を決定するための適切な指標を確立し、妥当性のあるメディアの類型化ができるかどうか課題となる。
- ⑤ コンテンツの規制においては、規制がふさわしい方式で行われるのかということも重要な論点である。現在の地上波テレビ放送では、伝送インフラ（ハード）の管理・運営に対する規制を通じて、コンテンツ（ソフト）の編集を律する「ハード・ソフト一致型」の制度が採用されている。これに対して、情報通信法構想は、伝送インフラとコンテンツの規制を分離した「ハード・ソフト分離型」の制度である。規制方式が転換された場合、コンテンツを編集・提供することへの行政の関与が、これまで以上に直接的に行われるのではないかという懸念が残される。
- ⑥ 情報通信法構想は、EUの「横割り」型の法体系を、1つの参考モデルとしている。EU加盟国でそのような法体系を採用しやすい背景には、我が国と異なり、ハードとソフトの事業が分離していること、規制監督を独立規制機関が担っていることがあると考えられる。我が国でも、規制監督を担う組織の在り方の見直しは、検討すべき課題の1つといえる。
- ⑦ 情報通信法構想は、「情報の自由な流通」を、基本理念の1つに掲げている。法制化に向けた制度設計では、そのような理念が実現されるような議論が行われることが望まれる。